

答申への対応一覧表

答申の内容	これまでの取組や今後の対応方針
<p>子どもの「能力に応じた役割」という表現について(第15条)</p> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1項では主体は「市民」であり、特に「能力」という言葉を使っていないが、「子ども」が主体となる第2項や第3項の条文では使っている。 ・第2項の「年齢にふさわしい」という表現に違和感はないが、「能力に応じた」という表現には違和感がある。能力の定義は何か、誰がどうやって能力の有無を判断するのか、という疑問を感じる。より適切な表現があるのではないか。 ・年齢に応じた能力との意味であると解釈できるが、場合によっては差別的に感じる方もみえるのではないか。 	<p>時代や社会情勢とともに言葉の持つ意味や捉え方も変化するため、今後も5年後の見直しに向けて、改めて情報の収集に努め、検討します。</p>
<p>「コミュニティ活動」等の整理について(第16条)</p> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例制定当時は、住民自治組織とNPOとを二項対立的な意味合いでとらえるようになってきた時期であったが、例えば、つどいの場などに手を挙げる主体は、従来の住民自治組織の場合もあるし、有志の方が集まったグループもあるし、NPOもあるなど、それまでの二項対立的な図式ではなく、様々な主体ができていると感じる。 ・第1項の住民自治組織等によるコミュニティ活動、第2項のNPO等によるコミュニティ活動は、組織としての活動であるのに対して、ボランティア活動は、一般的には組織によらない個人の活動を指している。次元が異なるものが並列的に記載されていることで分かりにくくなっているため、それぞれの違いを整理してはどうか。 	<p>地縁型とテーマ型それぞれのコミュニティが二項対立分類ではなくなってきたものと考えます。本市では様々な主体による活動が活発に行われており、幅広いコミュニティへの支援による効果は全般に波及しているものと考えられることから、今後も適切な支援を継続していきたいと考えています。</p> <p>第16条では、団体と個人それぞれによる活動の違いを整理認識した上で、「どちらをきっかけに活動を始めたにしても、その活動を市民自治活動の推進につなげていただきたい」との想いを込めています。そのため、にぎわい交流館等による活動の啓発や支援は、団体・個人で区別することなく、幅広く実施しております。</p> <p>今後もそれぞれの活動の特性を踏まえた上で適切な支援を継続し、市民自治活動のさらなる推進を図ります。</p>
<p>子どもの参加について</p> <p>自治基本条例第15条第2項及び第3項で子どもの市民参加を規定しているのは、子どもの市政への参加を期待していることの表れであり、本条項の趣旨を踏まえ、子どもの市民参加のより一層の充実に取り組んではどうか。</p>	<p>施策への子どもの参加の充実については、日進市未来をつくる子ども条例においても規定しています。現在、当該条例の周知と意識の啓発に努めており、子どもに対する啓発事業等を実施しているところです。これにより、将来的には施策への子どもの参加が実現されるよう、ステップアップしていきたいと考えています。</p>
<p>市議会への市民参加について</p> <p>自治基本条例及び議会基本条例に基づき、議会報告会が開催されるようになったことは評価できる。今後、他の議会の事例を参考にして、市議会への市民参加のより一層の充実に取り組んではどうか。</p>	<p>今後の議会活動の参考にしていただけるよう、平成29年10月25日付で、市長から議長宛に、答申を送付しました。その後、市議会議長、副議長まで答申の内容を共有していただきました。</p> <p>〔参考〕 現在、日進市議会基本条例見直し(案)に関するパブリックコメントが実施されています。パブリックコメント閲覧資料は別添のとおりです。</p>
<p>コミュニティ支援について</p> <p>自治基本条例第16条第4項に規定する市民自治活動への支援について、個別のコミュニティに対する助成だけではなく、コミュニティ同士の連携を促すような支援のあり方も検討してはどうか。</p>	<p>コミュニティ同士の連携を促すために、わいわいフェスティバルなどの交流の場となるイベントを開催しています。</p> <p>また、連携を促す支援として、市民自治活動推進補助金事業において、他団体との協働を促す事業提案に対し審査上加算点を設けるほか、採択後にふさわしい協働相手を仲介・紹介するなどの取組を平成30年度から実施する予定です。</p>

